

(参考) 基礎年金国庫負担割合の1/2への引上げを行わなかった場合

【給付総額(給付現価)ベースでみたときの給付の調整割合】

- 基礎年金国庫負担割合の引上げを行わず1/3にとどめると、給付総額(給付現価)ベースでみた給付の調整割合は16%となる。

【年金改定率(スライド率)の調整による給付水準の調整割合】

《実績準拠法(名目年金額下限型)により時間をかけて緩やかに給付水準調整を行った場合》

- 基礎年金国庫負担割合の引上げを行わず1/3にとどめると、基準ケース(1/2)と比べ、給付水準調整期間が長くなる(2032年→2043年)とともに、最終的な給付水準が低くなる。(モデル年金でみた所得代替率52%→45%)
- また、このときの国民年金の最終保険料(平成11年度価格)は、国庫負担1/2の場合と比べ5,000円上昇し、23,100円となる。

【計算の前提(基準ケース)】

- 厚生年金の最終保険料率 20%
- 人口推計 中位推計(2050年の合計特殊出生率 1.39)
- 経済前提 ケースB(実質賃金上昇率1.0%、実質運用利回り1.25%)
- 保険料(率)の引上げ計画
 - ・引上げ頻度 毎年度
 - ・引上げペース 平成11年財政再計算と5年間での引上げペースを同じとする。

《① 実績準拠法(名目年金額下限型)》

番号	国庫負担の前提	給付総額(給付現価)の調整割合	スライド調整				国民年金の最終保険料(平成11年度価格)
			年金改定率(新規裁定者)	調整期間(終了年度)	所得代替率(終了年度時点)	給付水準調整割合	
1	(基準ケース) 1/2	9%	総賃金	2032	52%	12%	18,100円
5	(参考) 1/3	16%	スライド	2043	45%	24%	23,100円

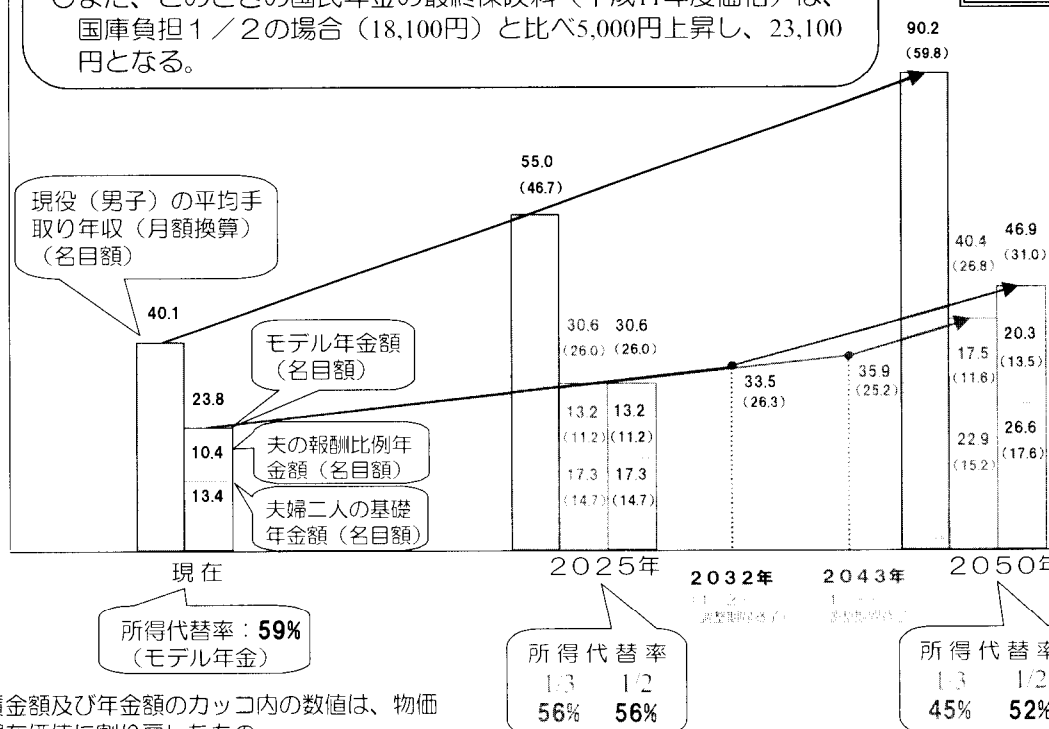
《③ 将来見通し平均化法（名目年金額下限型）》

番号	国庫負担の前提	給付総額（給付現価）の調整割合	スライド調整				国民年金の最終保険料（平成11年度価格）
			年金改定率（新規裁定者）	調整期間（終了年度）	所得代替率（終了年度時点）	給付水準調整割合	
2	（基準ケース） 1/2	9%	一人当たり賃金上昇率 - 労働力人口の平均減少率	2023	53%	10%	18,100円
6	（参考）1/3	16%		2042	46%	21%	23,100円

基礎年金国庫負担割合を1/2への引上げを行わなかった場合（保険料固定方式）
—マクロ経済スライド（実績準拠法（名目年金額下限型））でスライド調整する場合

- 基礎年金国庫負担割合の引上げを行わず1/3にとどめると、基準ケース（1/2）と比べ、給付水準調整期間が長くなる（2032年→2043年）とともに、最終的な給付水準が大きく低下する。（モデル年金でみた所得代替率52%→45%）
- また、このときの国民年金の最終保険料（平成11年度価格）は、国庫負担1/2の場合（18,100円）と比べ5,000円上昇し、23,100円となる。

名目金額
（万円）



(2) 人口が変動した場合

【給付総額(給付現価)ベースでみたときの給付の調整割合】

- 給付総額(給付現価)ベースでみた給付の調整割合は、人口推計について、少子化の状況が改善する高位推計に変更すると3%となり、少子化がさらに進行する低位推計に変更すると15%となる。

【年金改定率(スライド率)の調整による給付水準の調整割合】

《実績準拠法(名目年金額下限型)により時間をかけて緩やかに給付水準調整を行った場合》

- 少子化の状況が改善する高位推計では、基準ケース(中位推計)と比べ、給付水準調整期間が短くなる(2032年→2020年)とともに、最終的な給付水準が高くなる。(モデル年金でみた所得代替率52%→57%)
- 少子化が一層進行する低位推計では、基準ケース(中位推計)と比べ、給付水準調整期間が長くなる(2032年→2040年)とともに、最終的な給付水準が低くなる。(モデル年金でみた所得代替率52%→45%)

【計算の前提(基準ケース)】

- 厚生年金の最終保険料率 20%
- 経済前提 ケースB(実質賃金上昇率1.0%、実質運用利回り1.25%)
- 国庫負担割合 次期制度改正時に安定した財源を確保し、1/2に引上げ
 (国庫負担引上げ時に厚生年金の保険料率の引上げ幅の抑制(総報酬ベースで0.77%)及び国民年金の保険料の引下げ(平成11年度価格で3,000円)は行わない。)
- 保険料(率)の引上げ計画
 - ・引上げ頻度 毎年度
 - ・引上げペース 平成11年財政再計算と5年間で引上げペースを同じとする。

《① 実績準拠法(名目年金額下限型)》

番号	人口の前提	給付総額(給付現価)の調整割合	スライド調整				
			年金改定率(新規裁定者)	調整期間(終了年度)	所得代替率(終了年度時点)	給付水準調整割合	国民年金の最終保険料(平成11年度価格)
7	高位	3%		2020	57%	4%	18,200円
1	(基準ケース)中位	9%	総賃金スライド	2032	52%	12%	18,100円
9	低位	15%		2040	45%	23%	17,900円